

●市庁舎建設基本計画を策定するための事業費を含む一般会計補正予算を可決

平成 29 年度大村市一般会計補正予算(第 1 号)に計上された市庁舎建設事業については、所管委員会、本会議において、さまざまな議論が交わされました。事業の内容や、議論の経過は次のとおりです。

市庁舎建設事業

(概要) 新市庁舎の早期建設に向け、新市庁舎に必要な機能、役割、規模、構造、事業手法など、多角的かつ専門的な視点から調査・検討を行い、事後の基本設計に反映させるため、市庁舎建設基本計画を策定するもの
(予算額) 990 万円 (及び平成 30 年度の債務負担行為 2,310 万円)

委員会

総務委員会

(主な審査内容)

- Q 早急に新市庁舎建設を目指す理由は何か。
- A 一番の目的は、早急に建設し、市民及び職員の命を守ることである。
- Q 建設費を80億円と仮定し、国の市町村役場機能緊急保全事業を活用した場合、市の実質負担額はいくらになるのか。
- A 全体事業費の77.5%に当たる62億円が市の負担となる。
- Q 新市庁舎建設場所の検討については、これまで庁内だけで実施してきたとのことだが、本来ならば、まちづくりの専門家等による第三者検討委員会の意見を聞いた上で、市民が納得できるような方向性を出すべきだったのではないか。
- A 市としては、現地周辺に建設する方針で進めたいと考えているため、現時点で、場所の選定を協議するための委員会等を設置する考えはない。
- Q 当初のスケジュールでは、工事完成は平成33年度末となっていたが、委員会審査の途中で、新たに示されたスケジュールでは、平成32年度末工事完了に変更されている。工事期間が約1年短縮されているが、本当に実現可能なのか。
- A 新しいスケジュールは、他市の事例や全体スケジュールを見直すとともに、市民病院の改築工事の実績を考慮し作成したものである。基本計画においても、さらに期間を短縮できるように策定したい。

本会議

3名の議員から、市庁舎建設事業関連予算を削除する修正案が提出されました。修正理由は、下記のとおりです。

▶本補正予算には、用地管財課主管の市庁舎建設事業において、庁舎建設基本計画策定支援業務委託料として、今年度990万円、平成30年度の債務負担行為2,310万円、総事業費3,300万円が計上されている。本議案を可決するということは、新市庁舎の建設場所を現庁舎周辺に選定した市長提案を議会が承認することを意味するものである。しかし、現段階ではまだ、議会が新市庁舎の建設場所に関する議決をできる状況にはないことを、以下簡潔に申し述べる。

まず、今年2月15日に議会全員協議会で示された新市庁舎建設場所の案は、現庁舎周辺の事実上1箇所であり、まず複数の建設候補地を示すとしてきた従来の市長発言とは大きく異なっている。次に、4月に市が各地区で開催した新市庁舎建設意見交換会において、多くの市民から、選定方法等に関する疑問の声や要望が多数寄せられた。その際市長は、7月の地区別ミーティングで再度の意見交換を約束していることから、本ミーティングの開催前に建設場所を決定する議案を提出することは、市民に対する背信行為と言わざるを得ない。また、将来にわたるまちづくりの核となる市庁舎建設の候補地を、まちづくりや建築・土木・地質等の専門家の意見を聞くこともなく、内部の庁舎検討委員会のみで決めることは甚だ妥当性に欠けるものである。

市庁舎建て替えの早期事業化の必要性については市と認識を共有するが、以上述べたとおり、今回の建設予定地の選定過程は、市民の理解を得がたいものと思われる。したがって、本事業の関連予算については、認めることができないことから、本修正動議を提出するものである。

